

標茶町地域おこし協力隊員募集要項

標茶町では、高齢化及び急激な少子化により地域力が低下し、地域経済の縮小が進むなど、将来への課題が山積しています。

今後、地域が持続可能な地域として存続していくためには、その地域で生活を共にし、地域活動に参加する担い手となる人材が必要となるため、地域力の維持・強化を図り、持続可能な地域づくりを進める地域おこし協力隊を募集します。

【配属先の概要と設置方針・主な業務・募集人員等】

～ 観光協会事務局支援員 ～

○概要と設置方針／標茶町は釧路管内のほぼ中央に位置し、広大な土地を生かした農業を中心とする町です。釧路湿原国立公園と阿寒摩周国立公園と、令和3年に新たに指定された厚岸霧多布昆布森国定公園を含め、二つの国立公園と国定公園を有する町は全国的にも稀有な存在であり、大自然に囲まれた貴重な動植物の生息地となっています。

この恵まれた自然環境と観光資源を求め、道内外にとどまらず国外からも多くの旅行者が訪れ、標茶町の魅力を体感していただけるよう、様々な観光客のニーズに柔軟に対応できる人材の育成や、観光施設の受け入れ環境の整備が必要となっています。

このため、標茶町観光振興の担い手として、地域外から意欲ある人材を積極的に受け入れ、新たな視点からの発想をもって観光客誘致・受け入れの取り組みに協力していただける元気で明るく活発的な地域おこし協力隊員を募集します。

○主な業務／標茶町観光協会の業務支援活動

- (1) 標茶町観光協会事業の補助
- (2) 観光案内所業務
- (3) 情報等の発信業務（Instagram 及び Facebook 等の SNS を活用し情報発信を行うこと。）
- (3) 総務、経理等一般事務用務
- (4) 観光列車等おもてなし事業の実施
- (5) フォトコンテスト等の企画・実施
- (6) PR キャラクターグッズの開発
- (7) 観光PRや販売促進活動の調整及び参加
- (8) 地域の魅力や観光資源の掘り起こし
- (9) 体験観光のメニュー化など観光プロモーション及び商品の企画実践
- (11) 観光施設点検の実施（業務担当員の指示により適宜行うこと）
- (12) 近隣市町村との広域連携による観光推進
- (13) 協力隊員同士の連携・協働
- (14) その他観光振興につながる業務・観光案内所での案内及び情報等の発信

【任期】

○令和5年7月1日～令和6年3月31日（予定）

※初年度の隊員任用期間は令和6年3月31日まで（9か月）とします。次年度以降の委嘱については、活動状況を勘案して最長3年を限度に更新できるものとします。

※町長は、隊員として相応しくないと判断した場合は、任用を取り消すことができるものとします。

【募集条件】

- ①募集人員／2人
 - ②雇用関係の有無／無し
 - ③性別／問いません
 - ④年齢／概ね25歳以上45歳程度まで
 - ⑤居住地要件／3大都市圏内の都市地域または地方都市（条件不利地域は除く）にお住まいで、採用後標茶町に生活拠点を移し、6月末日までに標茶町へ住民票を異動することができる方。
 - ⑥普通自動車運転免許を持っていること（AT限定も可）
 - ⑦パソコンでMicrosoftのWord、Excel、PowerPointやインターネットなど、基本的操作ができる方
 - ⑧スマートフォン等によりSNSによる情報発信操作が可能な方
 - ⑨心身ともに健康で、地域住民と協力しながら活性化活動に取り組む意欲がある方
 - ⑩地域内の自治会等へ所属し、自治会活動へも積極的に参加できる方
 - ⑪任期終了後に標茶町で起業するなど、定住する意欲がある方
 - ⑫地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- ※外国語（英語・中国語・韓国語）スキルの高い者や、自然や野鳥に精通しガイド等の経験がある方は特に歓迎します。
- ※地域にある観光コンテンツの魅力や課題を把握し、個々のコンテンツをつなぎ合わせて新たな商品を提案できる方を歓迎します。

【委託業務経費等】

①委託業務費／人件費と活動費として年額3,564,000円（税込み）

- ・人件費／月額 232,100円（税込み）
- ・活動に要する経費／

本業務に必要となる以下の経費については年額1,475,100円（税込み）とします。

- ・社会保険料（国民健康保険・国民年金）
- ・旅費（イベント等参加旅費）
- ・需用費（消耗品・燃料費・取材費等）
- ・役務費（通信費等）
- ・使用料（車両維持費等）
- ・その他（負担金等）

※上記は令和5年7月1日から令和6年3月31日の9ヶ月分となります。

【雇用形態】

委嘱形態／業務契約

- ・ 標茶町と個人事業主として業務契約を締結し、その契約に基づいて業務を実施していただきます。よって、町とは雇用関係にないため、健康保険及び年金等はご自身で加入し、保険料等を負担いただくこととなります。
- ・ 原則として週5日間程度観光案内所において勤務すること。
- ・ 月に1回、活動内容・時間・経費を含めた活動報告をしていただきます。
- ・ 業務の実施にあたり、業務担当員と毎週打ち合わせを実施していただきます。
- ・ 地域おこし協力隊の活動に差し支えない範囲で、兼業を行うことができます。

【待遇等】

個人事業主としての委託業務となるためありません。

【応募手続】

① 申込受付期間

令和5年6月8日（木）まで（必着）

② 申込方法

郵送または持参

※持参の場合は、土・日・祝日を除き午前9時から午後5時まで

③ 提出書類

別記様式第1号「標茶町地域おこし協力隊申込書（カラー写真付）」1部

※写真は3ヶ月前までのものを有効としますが、原則直近のものをご使用ください。

※提出書類は返却しませんのでご了承ください。

④ 申込・お問合せ先

〒088 - 2312

北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地

標茶町役場 観光商工課 観光振興係「地域おこし協力隊募集係」

TEL 015-485-2111 FAX 015-485-4111

Eメール k_kanko@town.shibecha.lg.jp（担当：高橋）

【選考方法】

① 1次選考…書類審査（標茶町地域おこし協力隊申込書）

※6月 9日実施予定

② 2次選考…個人面接（第1次選考合格者対象にオンラインで実施）

※6月16日実施予定

【結果通知】

1次選考結果については申込受付期間終了後、概ね5日程度で応募者全員に文書等で通知するものとし、合格者には2次選考の面接日時等を改めて通知します。

2次選考結果については面接審査後、概ね5日程度で文書等にて結果をお知らせします。

なお、応募にかかる経費（書類申請・面接）はすべて応募者の負担となります。

【その他】

- ①標茶町は、自然に恵まれたたいへん環境の良い町ですが、公共交通機関の利便性はよくありません。勤務以外の生活には自家用車をお持ちの方が便利です。
- ②前もって、標茶町及び地域の下見等を希望したい方は是非ご相談ください。
- ③その他募集に関するご質問等は、上記問合せ先にご確認ください。
- ④観光協会事務局支援員として現在1名の地域おこし協力隊が活動しております。